

| | |
|--------|------------------|
| 原議保存期間 | 5年(平成33年3月31日まで) |
| 有効期間 | 一種(平成33年3月31日まで) |

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁生活安全部長 殿
各道府県警察(方面)本部長
(参考送付先)
警察大学校生活安全教養部長

警察庁丙保発第77号
平成27年4月6日
警察庁生活安全局保安課長

外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締り等の推進について(通達)

我が国には、依然として多数の不法滞在者が存在し、その多くが不法就労に従事しているとみられるほか、あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して不正に在留許可等を受け、不法就労等を行う、いわゆる偽装滞在者の存在が問題となっているなど、外国人労働者をめぐる状況は依然として深刻であり、今後、政府の外国人材活用拡大や査証免除等の方針により、来日外国人の増加が更に見込まれ、外国人労働者問題の拡大も懸念されるところである。

政府は「世界一安全な日本」創造戦略に基づき、安心して外国人と共生できる社会の実現に向けて、各種取組を行い、世界一安全な日本を創ることとしているほか、昨年12月に策定された「人身取引対策行動計画2014」にも「不法就労事犯に対する厳正な取締り」等が示されているように、外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締り強化に対する社会的要請は依然として高いものがある。

各都道府県警察は、このような情勢を踏まえ、外国人労働者に係る雇用関係事犯にあたっては、下記の点に留意の上、入国管理局や労働局等の関係機関、関係部門相互の緊密な連携を図り、関係法令を多角的に活用した悪質な雇用主やブローカーに重点を置いた取締りの徹底、人身取引事犯が潜在している可能性を念頭に置いた対応を図るほか、外国人雇用企業や外国人労働者等に対する指導啓発活動を推進されたい。

なお、本通達に関しては、警察庁関係各所属と協議済みである。

記

1 外国人労働者に係る雇用関係事犯の定義

外国人労働者に係る雇用関係事犯とは、雇用主、ブローカー等が不法就労活動(資格外活動者及び不法入国者、不法上陸者、不法残留者等が行う活動で報酬その他の収入を伴うものをいう。)を助長したり、外国人労働者を不正に労働者派遣、職業紹介・募集したり、中間搾取、強制労働させるなどの行為により、出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下「労働者派遣法」という。)、職業安定法及び労働基準法等の法令に違反した事犯をいう。

2 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りの推進

(1) 取締りの重点

ブローカーと結託し、組織的に不法就労者を雇用したり、外国人労働者に過酷な

労働を課して賃金を搾取する悪質な雇用主や、不法滞在者等を集め、就労可能な事業所へ斡旋することを生業とするブローカーに重点を置いた取締りを行うこと。

(2) 取締りに当たっての留意事項

ア 端緒入手

(ア) 職務質問、もめ事等の現場臨場、交通事故・取締り、巡回連絡その他各種警察活動において、外国人が絡む事案を認知した際は、正規在留者であっても資格外活動をしている可能性を見据え、在留資格・稼働先まで含めた確実な人定確認を行い、不法就労者等の把握に努めること。

(イ) 外国人の稼働が予想されるスナック等の風俗営業店や工場等の事業所の実態把握を行い、従業員の人定事項の把握を含めて稼働実態を明らかにし、端緒情報の入手に努めること。

(ウ) 業界団体の会合等に参加した際や許認可窓口においては、同業他社等の風評を入手するなど、悪質店舗・業者等の把握に努めること。

イ 綿密な内偵捜査

捜査の成否は事前の内偵捜査にかかっているとと言っても過言ではないことから、稼働先の事業所の視察、雇用主・被雇用外国人の行動確認等の内偵捜査により、雇用の実態を明らかにするとともに、雇用主はもちろん、被雇用外国人の人定を各種内偵捜査により把握して捜査方針に生かすこと。

ウ 多角的な法令の適用

外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りにあたっては、上記1のとおり、入管法における不法就労助長罪のみならず、労働者派遣法、職業安定法及び労働基準法等の多角的な適用を検討すること。

エ 証拠資料の徹底した精査

書面や電磁的記録等の証拠資料を確実に押収し、徹底した精査により、採用の経緯、雇用の実態、給料の支払状況等を特定し、犯罪事実を構成すること。

オ 粘り強い突き上げ捜査

外国人労働者の不法就労等には、往々にして悪質なブローカーや暴力団等が介在していることがあるため、単に雇用主等の検挙にとどまることなく、証拠資料の精査、多角的な関係法令の適用等、粘り強い突き上げ捜査により、これらの者の徹底した検挙を図ること。

また、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の適用による起訴前没収保全や課税通報等を積極的に行い、不法就労等による違法な操業による犯罪収益を剥奪すること。

カ 関係部門との連携

外国人労働者に係る雇用関係事犯の現場は、風俗営業店のほか、飲食店、各種工場、作業場、農畜産業等多岐にわたることから、取締りを推進するにあたっては、組織犯罪対策部門や外事部門等の関係する各部門と緊密に連携して情報を共有し、組織犯罪対策部門及び外事部門と連動した情報収集・取締り体制を確立すること。

特に事件着手にあたっては、内偵捜査等により把握した事業所の規模等に応じ、

関係部門と連携して、十分な体制を確保して行うこと。

キ 関係機関との連携

外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りを効果的に推進するため、入国管理局や労働局等の関係機関と定期的な会合を開くなど、日頃から良好な関係を構築し、円滑な情報交換に努めるとともに、取締りにあたっては合同摘発を実施するなど効果的な運用を図ること。

3 指導・教養

外国人労働者に係る雇用関係事犯の端緒情報を組織的に入手するため、全警察職員に対し、端緒入手要領や着眼点等の指導・教養を日頃から行うこと。

また、若手警察官に対しては、後継者の育成及び技能伝承の観点から犯罪事実の構成、内偵捜査要領、外国人の特性等を指導・教養すること。

4 指導・啓発活動

関係部門と連携の上、不法就労等外国人労働者問題地方協議会、飲食関係団体等各種団体の会合や、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく管理者講習を活用し、外国人を雇用又は雇用することが予想される事業所等に対し、就労資格の確認等による不法就労防止措置の徹底について指導啓発に努めること。

また、外国人が参加する防犯教室、交通安全教室等の各種警察活動の場において、就労資格の確認等による不法就労防止措置に関する話題を取り上げるなど、あらゆる機会を活用して不法就労等防止に資する指導啓発活動に努めること。

5 人身取引事犯の潜在性に対する留意事項

外国人労働者に係る雇用関係事犯の背後には、人身取引事犯が潜在している可能性があり、被雇用外国人が、実際には人身取引事犯の被害者である場合が考えられることから、内偵捜査又は被雇用外国人、雇用主、客等から事情聴取等する際は、人身取引事犯を視野に入れて行うこと。